

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人指定の期限：令和6年3月31日 ・ 対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・ 特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・ 税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5% （当期法人税額の20%を限度とする） ・ 設備等取得の期間：法人指定の日から令和6年3月31日まで ・ 特例措置の内容 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。 		
関係条文	〔 総合特別区域法第26条、総合特別区域法施行規則第15条、租税特別措置法第42条の11、租税特別措置法第61条、地方税法第23条第1項第4号、地方税法第72条の23第1項、地方税法第292条第1項第4号 〕		
減収見込額	[初年度]	— (▲24)	[平年度] — (▲24)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成することを目的としている。</p> <p>(1) 施策の必要性 総合特区制度では、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い地域のうち、産業の国際競争力の強化に取り組む地域として国際戦略総合特区を定め、当該地域においては、特に必要な3つの分野（環境技術・高度な医療・産業技術分野）における我が国の成長エンジンとなる産業、企業等を集積することで我が国の産業の国際競争力の強化を図っていく必要がある。</p> <p>また、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、総合特区等との連携を図っていくこととしている。</p> <p>このため、特区の目的である産業の国際競争力の強化に資する事業への投資を促す手段として、国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除への延長措置を講ずる必要がある。</p>		

	<p>なお、これまで本税制措置を 152 法人が適用し、特区地域における産業の国際競争力の強化に係る拠点形成につながっている。</p>
本要望に対応する縮減案	—

	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進																												
	政策の達成目標	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>〈総合特区制度の目標〉</p> <p>総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。</p>																												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）																												
	同上の期間中の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。																												
合理性	政策目標の達成状況	<p>国際戦略総合特区に指定された6特区（※1）においては、特別償却又は投資税額控除の制度を活用することにより、我が国の経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。</p> <p>このうち、本税制措置を適用して特区目標の達成を目指す5特区（※2）については、特区内の産業の国際競争力強化を目指すため、特区の特性に基づきそれぞれ独自の目標を設定して取り組んでおり、かつ複数の目標を設定しているケースが多い、これらの目標のうち特区自治体が特に本税制措置の目標として掲げるもので見ていくこととする。</p> <p>※1「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」は、特区からの申請により令和4年3月31日付で指定解除となった。</p> <p>※2「アジアヘッドクォーター国際戦略総合特区」は、今後本税制の活用見込みがないため覗いている。</p> <p>〇つくば国際戦略総合特区 評価指標：ライフノベーション・グリーンノベーションの推進による産業化促進 数値目標：事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度） 令和元年度～4年度適用法人数：0法人（今後活用見込みあり）</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">適用事業数</th> <th colspan="3">特区目標(事業・産業創出数)</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>うち税制適用事業者分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>〇京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区 評価指標：特区事業の実施によるライフノベーション分野における経済効果 数値目標：特区関連事業による就業者の増加数</p>		適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)			目標値	実績値	うち税制適用事業者分	令和元年度	0	-	-	0	令和2年度	0	-	-	0	令和3年度	0	15	11	0	令和4年度	0	30	15	0
	適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)																												
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分																										
令和元年度	0	-	-	0																										
令和2年度	0	-	-	0																										
令和3年度	0	15	11	0																										
令和4年度	0	30	15	0																										

7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人
 令和元年度～4年度適用法人数：4法人（のべ7事業）

（単位：人）

	適用事業数 (件)	特区目標(就業者の増加数)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	-18	0
令和3年度	3	110	525	205
令和4年度	3	100	120	10

○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標：10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)

※令和7年度までに令和元年度(コロナ前)実績まで回復

令和元年度～4年度適用法人数：8法人（のべ10事業）

（単位：億円）

	適用事業数 (件)	特区目標(推計生産高)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0
令和3年度	1	10,818	6,843	0.3
令和4年度	0	10,818	-	0

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標：研究結果による効果

数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数

平成23年度～令和8年度の累積件数63件

令和元年度～4年度適用法人数：6法人（のべ12事業）

（単位：件）

	適用事業数	特区目標(薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	1	51	54	9

○グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高

約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年）

令和元年度～4年度適用法人数：21法人（のべ33事業）

（単位：百億円）

	適用事業数 (件)	特区目標(年間売上高)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301

		<table border="1"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>9</td> <td>424</td> <td>323</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6</td> <td>461</td> <td>321</td> <td>288</td> </tr> </table> <p>※設備導入年度の財務状況によっては、本税制措置を受けられない事業もあるが、投資に対するインセンティブ措置であるため、当該税制に係る申請を行った事業者のデータを含んでいる特区がある。</p> <p>※上記指標等は、内閣府における、本税制措置を適用した事業者が所在する特区関係自治体向け調査に基づくものである。</p>	令和3年度	9	424	323	288	令和4年度	6	461	321	288
令和3年度	9	424	323	288								
令和4年度	6	461	321	288								
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用見込み事業者数】</p> <p>令和5年度：10法人</p> <p>令和6年度：4法人</p> <p>(適用事業者の範囲)</p> <p>総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人</p>										
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>これまで本税制措置は、創設以降152法人に適用され、直近令和元年度から令和4年度においては、我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域である国際戦略総合特区において、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、民間事業者の活力を最大限引き出すうえで必要な機能を備えた拠点を形成に資する取り組みのインセンティブ措置として適用し、46事業において成長エンジンとなる産業・企業等の集積につながる取組を促進されることができた。</p> <p>このような産業・企業の集積は、当該産業・企業の判断により行われるものであり、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p>										
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> 総合特区推進調整費 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度予算額 4百万円 令和6年度要求額 4百万円 総合特区支援利子補給金 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度予算額 386百万円 令和6年度要求額 340百万円 										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。</p> <p>一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び本税制措置等を一体として支援するもの。</p>										
	要望の措置の妥当性	<p>我が国の経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <p>なお、措置の対象は国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小減の措置である。</p>										

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数)</p> <p>税額控除 令和元年度：15 法人 令和2年度：6 法人 令和3年度：7 法人 令和4年度：10 法人</p> <p>特別償却 令和元年度：1 法人 令和2年度：なし 令和3年度：3 法人 令和4年度：なし</p> <p>(減収額)</p> <p>税額控除 令和元年度：21 百万円 令和2年度：5.9 百万円 令和3年度：94 百万円 令和4年度：5.6 百万円</p> <p>特別償却 令和元年度：2.6 百万円 令和2年度：なし 令和3年度：5.3 百万円 令和4年度：なし</p> <p>※出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和5年2月国会提出)」 なお令和4年度については特区に調査した見込みになります。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：42 条の 11</p> <p>② 適用額 令和元年度：11,700 千円 令和2年度：なし 令和3年度：13,157 千円</p>

租税特別措置により、国際戦略総合特区の5地域においては、特区内の産業の国際競争力強化を目指すため、特区の特性に基づきそれぞれ独自の目標を設定し、この目標に資する成長エンジンとなる産業・企業等の集積につながる取組を促進されることができた。

なお、当該税制措置の対象となる分野は大きく3分野(高度な医療技術・環境技術・産業技術)となっており、これに係る集積が図れている。

	主な活用分野	適用事業数 (R1～R4)
京浜ライフ	高度な医療分野	4
アジアNo.1	産業技術分野	10
関西イノベ	高度な医療分野	8
グリーンアジア	環境技術分野 産業技術分野	21

※つくば国際戦略総合特区はR1～R4の適用実績がないため含めていない

参考として、当事務局が委託した調査によると平成29年から令和4年8月の時点で、支援対象設備投資総額約1,935億円が創出した総合経済波及効果は、約855億円であった。これらの事業着手誘因効果は、それぞれ約438億円、約194億円(22.7%)と推計され、税制上の支援措置がもたらす設備投資額押上効果は1.29倍、経済波及効果押上効果は1.29倍であると考えられる。

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

前回要望時の達成目標

総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

対象地域である国際戦略総合特区の5地域において、令和元年度から令和4年度までの間、46事業が認定されており、これらの事業では計画に沿って設備投資が行われ、各事業において支援対象の施設・設備を活用して、それぞれの事業実施計画書に基づき研究・製品開発や国際競争力の強化につながる製品製造等が行われることで、各特区目標の達成に寄与することで、産業の国際競争力の強化に繋がっている。

これまでの要望経緯

平成23年度：創設

平成25年度：拡充
(適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)

平成26年度：延長(2年間)

平成28年度：見直しの上、延長
(特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)

平成30年度：延長(2年間)
(特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長)

令和2年度：延長(2年間)
(対象事業の範囲(水の確保が困難な地域における水の適切な供給及び効率的な排水の処理に関するシステムの研究開発に関する事業、高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他のほかの宿泊施設であって、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に

関する事業、高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピューターゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、特に付加価値の高いと認められるものの創作又は提供に関する事業、プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系であって特に付加価値の高いと認められる研究開発に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長)

令和4年度：延長（2年間）

（対象事業の範囲（付加価値の高い農林水産物または加工食品の輸出促進等を図るための技術の研究開発等に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長）